

令和2年度 宮城県サテライトオフィス設置推進補助金

宮城でテレワークしませんか？

仕事場と住居の費用を助成いたします。 R2.9.1作成

対象者

2月以上の
利用から

1名のみ
でも可

テレワークの実施場所を令和2年8月1日以降に新たに宮城県内に設ける
対象企業、対象大学(法人)及びそれらの正職員(個人)

【対象企業】①本社、支社、営業所、工場その他これらに類するものが東北6県内にはなく、かつ、②主たる業種が製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、専門サービス業、技術サービス業のいずれかに該当する会社
(日本標準産業分類参照)

【対象大学】キャンパスが東北6県内に未設置の大学

対象経費

令和3年
2月分まで

月額払い
のもの

①仕事場(レンタルオフィス、コワーキングスペース等)の賃料

②住居の賃料

※ 賃料には管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金等は含まない。

※ マンション・アパートの一室を「仕事場兼住居」とする場合は①扱い。

交付内容

①仕事場の賃料への助成

併給可

②住居の賃料への助成

限度額：10万円/月 × 利用月数

限度額：4万円/月 × 利用月数

交付額の
算出方法

交付額 = 月ごとに算出した選定額の合計額

(1) 対象経費 × 補助率 = 算定額 (※100円未満切捨て)

(2) 算定額と限度額とを比較して少ない方の額 = 選定額

補助率

適用市町村

2/3

【県北エリア】加美町、栗原市、涌谷町、色麻町、登米市、大崎市、美里町
【三陸エリア】女川町、南三陸町、気仙沼市、石巻市、東松島市
【仙台エリア】山元町、大郷町、七ヶ浜町、松島町、塩竈市、亘理町、多賀城市
【県南エリア】七ヶ宿町、丸森町、川崎町、白石市、蔵王町、村田町、角田市、柴田町

1/2

【仙台エリア】岩沼市、仙台市、利府町、名取市、大衡村、富谷市、大和町
【県南エリア】大河原町

申請手続き

- ・ 契約・使用期間の開始日から40日以内に申請書を下記まで提出 ※ 法人申請の場合は、複数の職員分をまとめて申請できます。
- ・ 募集期間 令和2年8月3日(月)～令和3年1月29日(金)

※ 申請額が予算の上限に達した場合は、途中で募集を停止します。その際は下記HPでお知らせします。

【お問い合わせ】

宮城県震災復興・企画部地域復興支援課
TEL 022-211-2440, 2454
E-mail tisini@pref.miyagi.lg.jp

【申請様式・手続きの詳細】

宮城県ホームページから「宮城でテレワーク」で検索
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tisin/satelliteoffice-setup.html>

Q&A

【Q1】正職員とは？

- 【A1】・社会保険及び雇用保険の被保険者で、雇用期間の定めのない者
- ・対象大学の研究者については、社保及び雇保の被保険者で、雇用期間が1年を超え、かつ補助事業期間中の雇用継続が見込まれる者

【Q2】グループ会社の営業所が東北6県内にある場合は、対象外となるのか？

- 【A2】 資本関係や業務提携関係等があっても、申請（所属）する会社として要件を満たしていれば対象。

【Q3】支店・営業所からの申請は可能か？

- 【A3】 契約締結権を有し、補助金が振り込まれる支店・営業所名義の口座があれば可能。

【Q4】駐車場は賃料に含まれるか？

- 【A4】 オフィス、住居の賃貸借契約書の中に含まれている場合は、含まれる。

【Q5】宮城県内には、どのようなコワーキングスペースがあるのか？

- 【A5】 宮城県公式ウェブサイトの「宮城県のコワーキングスペースの御案内」を御覧ください。
トップページ > 組織でさがす > 中小企業支援室 > 宮城県のコワーキングスペースの御案内

【Q6】補助金はいつ受け取れるのか？

- 【A6】・原則として実績報告書提出後に補助金の額を確定した上で支払われます。（目安：3月末）
- ・ただし、9月と12月に、それまでに支払いの済んだ範囲内で、概算払を請求することができます。
- ・支払いを証明する書類の保管を必ず行ってください。（振込依頼書、通帳の写し、領収書等）

【Q7】勤務証明書の証明者は、誰をイメージしているのか？

- 【A7】 人事担当課長をイメージしていますが、証明権限がある方であれば、他の方で構いません。

申請のために準備する書類

交付申請書（様式第1号）



<添付書類>

- ① **交付申請額内訳書（別紙様式1-1）** サテライトオフィス用
※ 該当するもの（別紙様式1-2） 居住住宅用
- ② **賃貸借契約書の写し**（契約書を作成しない場合は、利用申込み内容とその料金を確認できる書類の写し）
- ③ **法人の概要が分かる資料**（例：会社・大学案内パンフレット等）



個人申請の場合

- ④ **勤務証明書（別紙様式1-4）** 対象企業用
※ 該当するもの（別紙様式1-5） 対象大学用
- ⑤ **暴力団排除に関する誓約書（参考様式）個人**
- ⑥ **宮城県の県税の納税証明書（個人分）**



法人申請の場合

- ④ **テレワーク実施計画書（別紙様式1-3）**
- ⑤ **登記事項証明書**（3か月以内のもの。大学は不要。）
- ⑥ **暴力団排除に関する誓約書（参考様式）法人**
- ⑦ **宮城県の県税の納税証明書（法人分）**

- ・各様式は宮城県公式ウェブサイトからダウンロードできます。
「サテライトオフィス」で検索
- ・県税の納税証明書は郵便で請求することも可能です。詳しくは宮城県公式ウェブサイトを御覧ください。
トップページ > 組織でさがす > 税務課 > 納税証明に関するご質問

交付決定後の手続き

- ・テレワークの実施場所を変更するとき → **変更承認申請書**（様式第2号）
- ・テレワークを途中でやめるとき → **中止(廃止)承認申請書**（様式第3号）
- ・事業が完了したとき → **実績報告書**（様式第4号）